

肺がん検診県下統一運用 の検討について

山梨県 健康増進課がん対策推進担当

精密検査受診率を改善するために

精密検査受診率が低い理由①

要精検者に、受診可能な精検医療機関の一覧を提示できていない

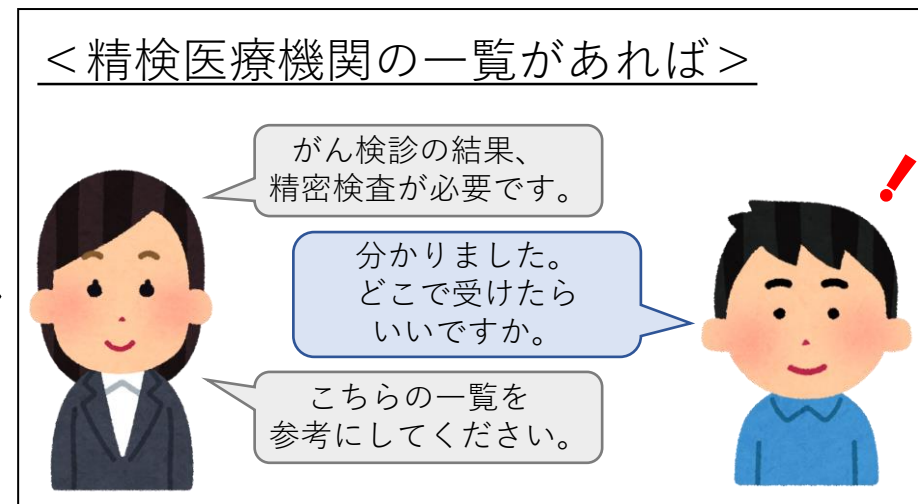
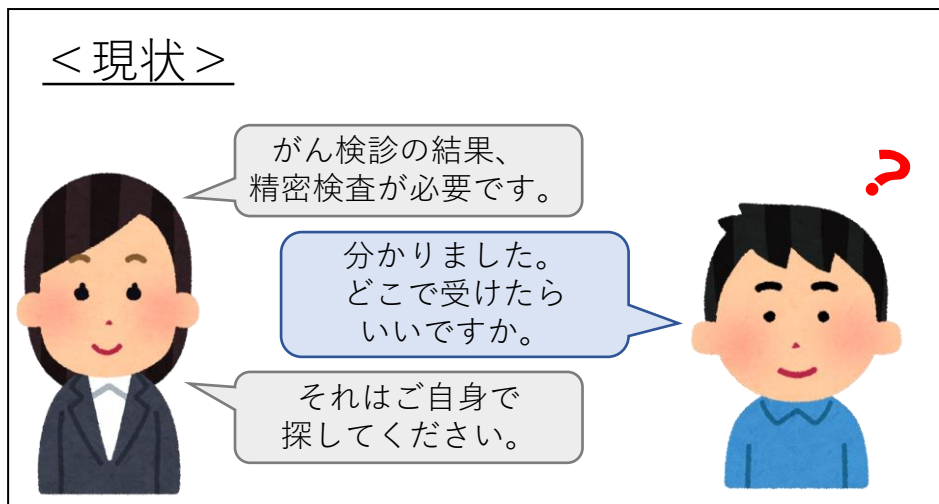
(その理由)

市町村が精検医療機関を把握できていない

⇒ 精検医療機関の登録制度※を創設し、登録された精検医療機関の一覧を市町村・一次検診機関に共有。

市町村・一時検診機関は要精検者に一覧を提示して受診勧奨を行う。

※生活習慣病管理指導協議会の肺がん・登録評価部会長による登録



精密検査受診率を改善するために

精密検査受診率が低い理由②

精密検査の結果が市町村まで伝わらず、未把握が多くなっている

(その理由)

精検結果を報告する方法が統一されていない

精検医療機関に精検結果の報告をお願いできていない

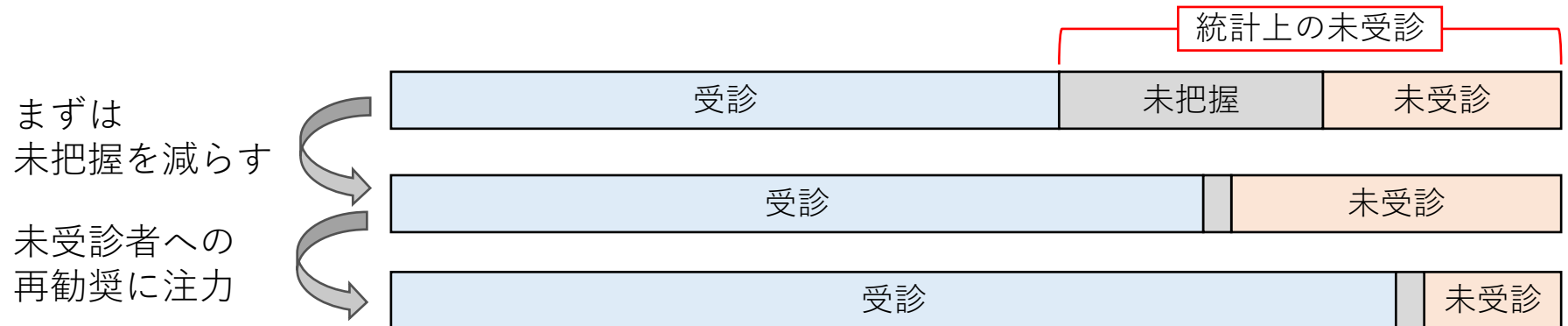
(その結果)

市町村から対象者への確認や再勧奨が徹底できない

未把握のままの場合、統計上は未受診として扱われる

⇒ 精検結果の報告に同意いただいた精検医療機関を一覧に掲載。

精検結果の報告方法を含むがん検診の県下統一運用を実施。



子宮頸がん検診での先行事例

令和3年度から子宮頸がん検診において、県下統一運用を開始

- ①精検医療機関の登録・一覧の作成・市町村での配布
- ②精検医療機関から精密検査の結果報告の方法を統一
(精検医療機関 → 山梨県産婦人科医会 → 居住する市町村)

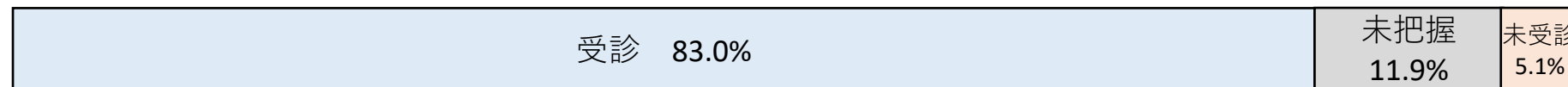
<結果>

令和元年度

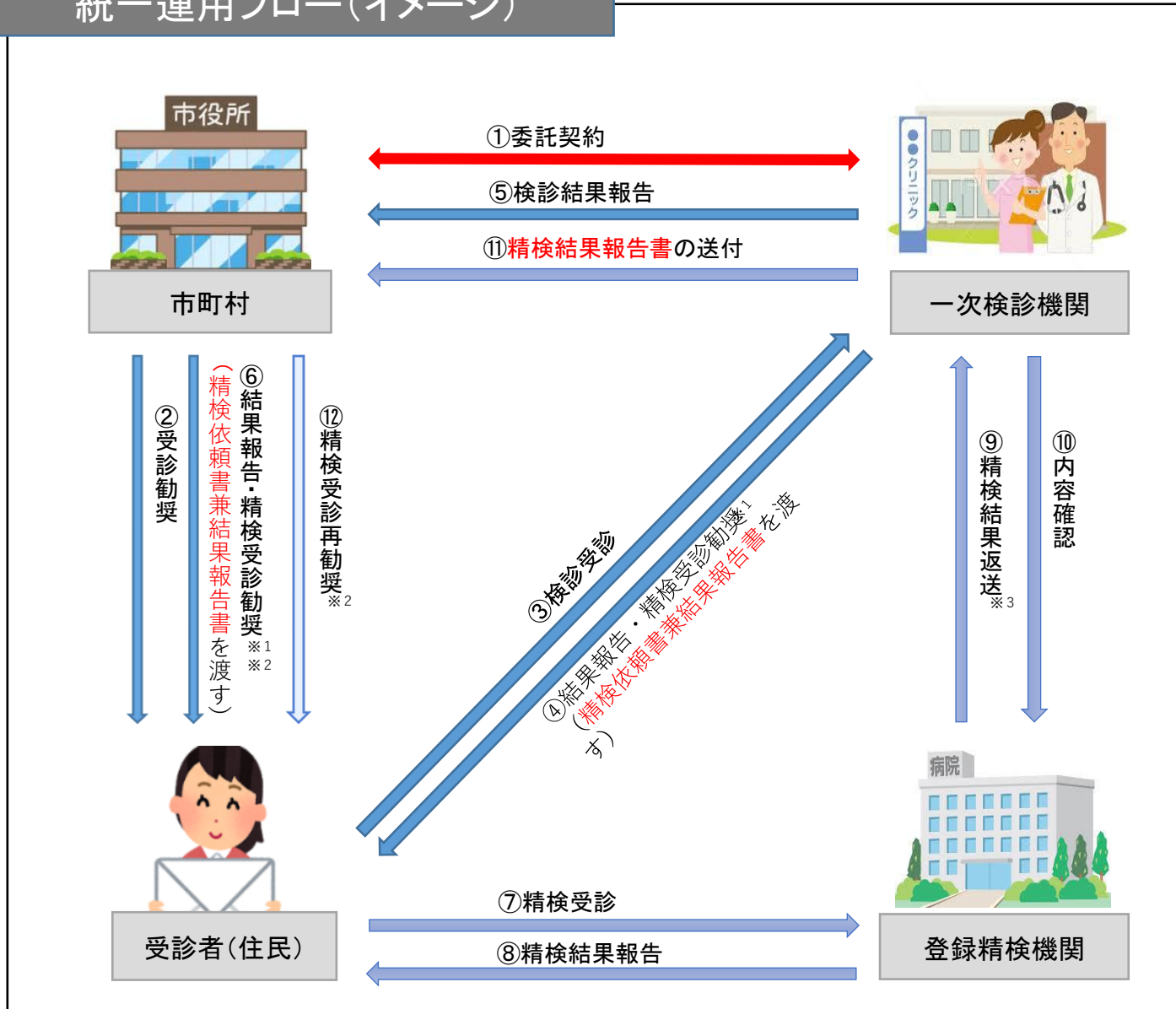


未把握率が減少し、
受診率が大きく改善

令和3年度 (速報値)



統一運用フロー(イメージ)



- ①委託契約
- ②受診勧奨
(受診券・「検診を受診する方へ」の送付)
- ③検診受診
- ④結果報告・精検受診勧奨※1
(精検依頼書兼結果報告書を渡す)
※原則として4週間以内
- ⑤検診結果報告
- ⑥結果報告・精検受診勧奨※1※2
(精検依頼書兼結果報告書を渡す)
(⑤検査結果報告後に直ちに行う。電話、通知、ハガキ等の方法は問わない)
- ⑦精検受診
(紹介状+精検依頼書兼結果報告書を受診者本人が持っていく)
- ⑧精検結果報告
- ⑨精検結果返送※3
(精検依頼書兼結果報告書)
- ⑩内容確認
(精検依頼書兼結果報告書に不備があった場合は確認を行う)
- ⑪精検結果報告書の返却
特定郵便(対面で受取可能かつ配達記録が残るもの)を使用する
- ⑫精検受診再勧奨※2
(精検未受診者に⑥精検受診勧奨した時を起点に原則として3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月のタイミングで行う。)

※1 精検依頼書兼結果報告書を、市町村と一次検診機関のいずれから渡すのか、整理しておくことが必要。

※2 精検受診勧奨・再勧奨時に、すでに登録精検医療機関を受診していることが判明した場合には、市町村から登録精検医療機関へ精検結果の送付を促す

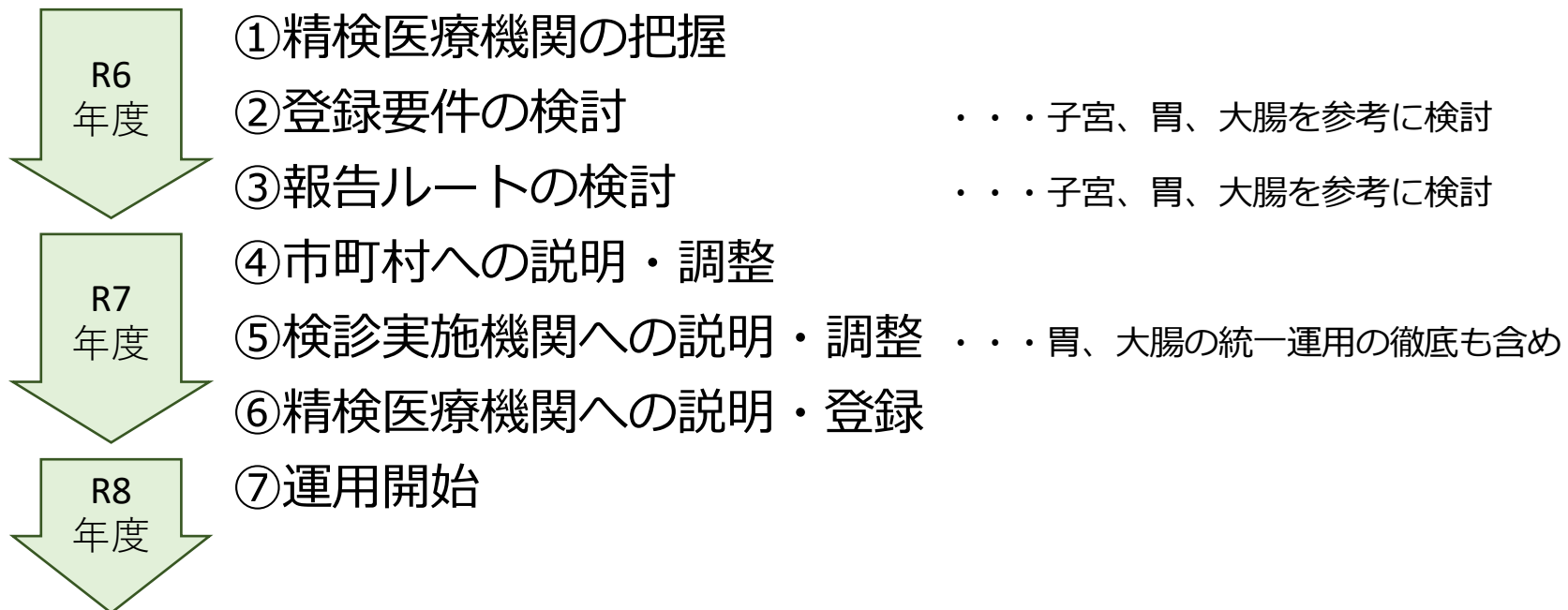
※3 詳細な検査のために、登録精検医療機関から別の精検医療機関を紹介した場合には、その経過を一次検診機関に報告する。

県下統一運用の検討について

○統一化する主な項目

- ①一次検診仕様書の統一
- ②精検結果報告書の統一
- ③精検結果報告ルートへの統一
- ④精検医療機関の一覧化

○運用開始までの検討内容とスケジュール



県下統一運用の検討について

○検討のため、令和6年度からワーキンググループを開催

(メンバー案)

- ・ 肺がん・登録評価部会長
 - ・ 検診機関（健康管理事業団、厚生連）の保健師・看護師
 - ・ 山梨県医師会の代表
 - ・ 精密検査に携わる医療機関の医師
 - ・ 市町村のがん検診担当者
 - ・ 保健所のがん対策推進担当者
- ※事務局は、県健康増進課がん対策推進担当